「和歌山県動物愛護管理推進計画」改定(案)に寄せられた意見及び県の考え方について

意見募集期間 : 平成29年3月30日(木)から 4月24日(月)

意見募集方法 : 郵便、ファックス、電子メール

意見提出者数: 4者意見数: 13件

※詳細な施策等に関していただいたご意見は、今後の行政運営の参考にさせていただきます。

番号		画 案	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
		項	F-1.3-4	
1	3		「引き取り屋」対策を講じ	動物取扱業者には、年1回以上の監視を行うこととしており、監視時に
			てほしい。例えば、動物取扱	
			業者への個体の処分、終生飼	売業者定期報告届 (毎年報告) の内容について、確認することとしていま 、
			養に対する任意のアンケート	す。
			等を実施する。	用之以 "地域"。 12.12 N W M A A W A A A A A A A A A A A A A A A
2	6		信頼のおける愛護団体との	県では、地域における犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼養の推進を図
			協働で、ご協力頂ける特老や	るため、県民の方から「和歌山県動物愛護推進員」を依頼しています。そ
			コミュニティーへの動物慰問	の中で、和歌山県ボランティア連絡協議会(社会福祉法人和歌山県社会福
			活動も検討してほしい。	祉協議会)に登録し、老人福祉施設等で動物介在活動を実施している方々
				がおられます。また、動物愛護センターにおいて、老人福祉施設等の施設
				外活動の場所として、利用していただいており、その際に動物介在活動を
				行っています。今後も、県動物愛護推進員と情報を共有する等、動物との
				ふれあいを通して、高齢者等に安らぎをあたえられる活動を実施してまい
_	_			ります。
3	6		小学生を対象とした動物愛	県内の全ての小学校に、「わうくらす」の出張教室や動物愛護センターへ
			護教室「わうくらす」の実施	の遠足の利用を直接案内するとともに、この事業を拡大するため、教育現
			については、和歌山市などに	
			比較して紀南地方での実施が	
			ほとんどない。もっと多くの	推進に努めてまいります。
			学校で実施できるように、教	
			育委員会などとタイアップし	
			てもらいたい。	
4	8		失踪情報は、フォーマット	平成25年度から失踪動物情報をFacebookに掲載しており、犬、猫及び地
			をととのえ県内を串刺し検索	
			できる方法を愛護団体と協働	にある「飼い主さんが探しています。」及び「飼い主さんを探しています。」
			して行える機会を設けて頂き	をご覧ください。
			たい。	
5	8		譲渡希望者の事前登録でニ	
				ただくなど、譲渡数の増加に向けた検討を行っています。
			きればありがたい。仕組みづ	
			くりは和歌山県動物愛護推進	
			協議会にもお諮り願いたい。	
6	14		動物取扱業は、免許制でな	動物取扱業の登録には、破産者で複権を得ないものなど、動物愛護管理
			いため、経営事項審査のよう	法第 12 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに該当しないことを示す書類の提出
			なものもなく、過去の違反歴	や、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため
			等がわかるものがあればあり	に必要な基準に適合していなかった場合については、登録を拒否すること
			がたい。	となっています。また、動物取扱業者には、年1回以上の監視を行うこと
				としており、監視時に飼養管理の状況、犬猫等安全計画にある販売が困難
				となった犬猫等の飼養状況や、犬猫等販売業者定期報告届(毎年報告)の
				内容について、適法に行われているかを確認することとしています。

番号	計画案	御意見の概要	御意見に対する県の考え方
	の項		
7	16	動物が重症化する感染症に	県獣医師会と協働し、動物病院に来院したペット及び地域猫について、
		ついて、獣医師会、動物取扱	動物由来感染症等の病原体の保有状況疫学情報を収集しております。今後、
		業者、愛護団体との連絡と情	予防方法と合わせた県民への情報提供について検討します。
		報共有を期待しております。	
8	19	動物愛護推進員の県内市町	動物愛護推進員同士の連携強化や相互理解を深めるため、メーリングリ
		村の登録者数を明示頂けると	スト作成による情報交換や各保健所において管轄する地域に在住の動物愛
		声掛け等の参考にさせて頂け	護推進員との情報交換会等を開催しています。
		ると思います。	
9	22	飼い猫、野良猫に関わらず、	飼い猫は、動物の愛護及び管理に関する法律及び県動物の愛護及び管理
		すべての猫の不妊去勢手術が	に関する条例に規定された飼養者の遵守事項を守って、飼養者の責任のも
		無料になれば、野良猫は減少	と、適正に飼養される必要があります。地域猫は、野良猫に起因する地域
		する。	の生活環境問題を解決するために地域住民が対策を講じる猫であり、公益
			性の観点から、地域猫対策を支援する必要があると考えます。
10	22	野良猫に関するトラブルを	県動物の愛護及び管理に関する条例に規定された「野良猫(地域猫を含
		抑えるためにも、一層厳しい	む。) に対し、継続的に又は反復して餌やりを行う場合の遵守事項」や「猫
		給餌行為の厳罰化とマイクロ	の飼い主の遵守事項」は、県民意見募集(パブリックコメント)で頂いた
		チップ登録と室内飼育の条例	数多くの貴重なご意見や、さらには討論会の開催等による多方面の方々か
		による義務化をお願い申し上	らのご意見等を踏まえ、生活環境の保全と、動物の愛護の双方を両立して
		げます。	いくためのバランスを考慮したものであると考えいます。
11	26	犬、猫による絶滅危惧種へ	犬、猫による絶滅危惧種への影響が深刻である等の情報は、確認されて
		の影響があれば周知願いたい。	いません。引き続き、動物の愛護及び管理に関する法律及び県動物の愛護
		たとえば、小笠原諸島の猫に	及び管理に関する条例に規定された飼養者の遵守事項の徹底と関係部局 t
		よる捕食被害が確認されれば、	の連携を図ります。
		室内飼育の徹底の一助になる	
		と思う。	
12	26	愛護のための児童、学生等	動物愛護週間行事や犬・猫の飼い方講習会、小学生を対象とした動物愛護
		の啓発ポスター募集というア	教室「わうくらす」等の取組を関係団体や教育機関と連携して実施するな
		プローチもご検討願いたい。	ど、様々な機会を通じて普及啓発を行います。
13	27	地域猫サミットの開催の調	地域猫対策の推進については、地域で独自に活動しているボランティア
		整等、県外、県内への話題提	団体等とのより良い関係を築き協働を進めるための取組を行います。
		供も大切なものと考えます。	また、犬・猫の譲渡情報、動物愛護や適正飼養等の普及・啓発について
		マスコミ、SNS、愛好者を巻	は、広報媒体や SNS 等を活用して、より一層の情報発信を行います。
		き込んで県外への譲渡の機会	
		を広げる。	